

委託事業仕様書 改正新旧対照表（案）

改正後（新）	改正前（旧）
委託事業仕様書 [削除] 1 事業名 米子市地域包括支援センター運営事業 2 施設名 ●●● 3 所在地 ●●● 4 担当する圏域（公民館地区） ●●、●●、●● 5 業務対応時間 （１）窓口開設時間は、原則として平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとすること。 （２）相談等の受付時間は、窓口開設時間外においても、２４時間連絡可能な体制を確保すること。 6 人員配置 センターの業務に従事する職員等は、次のとおりとする。 <u>ただし、包括的支援事業従事者について、すべてを常勤職員とすることが著しく困難な場合は、適切な業務水準が確保できる範囲で、各職種ごとに少</u>	委託事業仕様書 米子市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営はこの仕様書による。 この仕様書は、介護保険法第１１５条の４７の規定に基づき乙が設置したセンターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。 1 事業名 米子市地域包括支援センター運営事業 2 施設名 ●●● 3 所在地 ●●● 4 担当する圏域（公民館地区） ●●、●●、●● 5 業務対応時間 （１）窓口開設時間は、原則として平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとすること。 （２）相談等の受付時間は、窓口開設時間外においても、２４時間連絡可能な体制を確保すること。 6 人員配置 センターの業務に従事する職員等は、次のとおりとする。 [新設]

なくとも1人は常勤職員を配置し、経過的にその他の職員を兼務・非常勤として差し支えない。また、配置人員に欠員（産前産後休暇・育児休暇又は30日以上病気休暇等を取得する場合を含む。以下同じ。）が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。なお、2か月以上の欠員状態が続く場合、本業務以外の常勤職員の兼業が判明した等の場合又は兼務・非常勤職員を配置した場合は、原則として欠員相当分又は本業務に勤務しない時間相当分を委託料から減額する。

また、包括的支援事業従事者が取り扱う1月当たりの指定介護予防支援等の合計の件数は、配置人数（常勤換算）に10件を乗じて得た件数を上限とすること。なお、包括的支援事業従事者1人当たりの件数は10件を上回っても差し支えない。

（1）包括的支援事業従事者

米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第32号）に基づき、次に掲げる職員を常勤・専従で配置するものとする。

なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

ア 保健師その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師を除く。）をいう。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

（1）包括的支援事業従事者

米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年米子市条例第32号）に基づき、次に掲げる職員を常勤・専従で配置するものとする。

〔追加〕

ア 保健師その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師を除く。）をいう。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。 「その他これに準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。 (2) 管理責任者 センターには、管理責任者を1人置くものとする。この場合において、<u>三職種のうちいずれかの職員を管理責任者とすることができる。</u> (3) <u>指定介護予防支援従事者</u> 保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事の要件を満たす者 (4) その他の職員 6の(1)から(3)までに定める以外の職員（事務員等）をセンターに置くことができる。 <u>7 災害発生時対応マニュアルの策定</u> <u>市と協議のもと、本業務における災害発生時対応マニュアル（指定居宅介護予防支援事業所としての業務継続計画を含む。）を作成しなければならない。マニュアルの作成に当たっては、災害発生時に主に担当地区内の高齢者の支援ができるセンターの体制が整えられるよう留意しなければならない。</u> <u>8 業務内容</u>	ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。 「その他これに準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者をいう。 (2) 管理責任者 センターには、管理責任者を1人置くものとする。この場合において、3職種のうちいずれかの職員を管理責任者とすることができる。 (3) 介護予防支援業務等を行う職員 保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事の要件を満たす者 (4) その他の職員 6の(1)から(3)までに定める以外の職員（事務員等）をセンターに置くことができる。 〔新設〕 7 業務内容
---	---

<u>本業務に関し、受注者が実施する業務は次の各号に掲げるものとする。なお、本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、9に規定する法令等、その他厚生労働省発出の包括センターに関する事業についての通知・通達、市が定める運営方針、通知及び作成する各事業の関係資料を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。また、各業務の実施に係る具体的な水準等については、別表のとおりとする。</u> <u>(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）</u> <u>従前の介護予防サービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを提供し、これらのサービスが適切に利用できるケアマネジメントの実施</u> <u>(2) 総合相談支援業務</u> <u>ア 総合相談</u> <u>（ア）各種相談に係る適切な機関、制度、サービスへのつなぎ支援</u> <u>（イ）家族介護者からの相談支援</u> <u>（ウ）介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応</u> <u>（エ）総合相談支援センターとの連携</u> <u>イ 地域包括支援ネットワークの構築</u> <u>（ア）多様な媒体及び場を活用した地域包括支援センターの機能・役割の</u> <u>周知</u> <u>（イ）地域における関係機関・関係者のネットワークに係る情報（構成員・連絡先・特性等）の整理</u> <u>（ウ）（イ）が主催する会議等への参加</u> <u>（エ）地域ケア会議や協議体の積極的な活用</u> <u>ウ 実態把握</u> <u>（ア）総合相談支援業務全般を通じた相談事例の内容の分析</u>	〔新設〕 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 ア 介護予防支援に関するケアマネジメント業務 イ 米子市地域包括支援センター運営システム設置及び管理業務 (2) 総合相談支援及び権利擁護業務 ア 実態把握業務 イ 総合相談業務 ウ 権利擁護業務
--	--

<u>（イ）高齢者や家族等からの相談に起因しない高齢者宅の個別訪問（アウトリーチ的訪問）の実施</u> <u>エ 留意事項</u> <u>（ア）ア（エ）の実施にあたっては、令和6年●月●日付「地域包括支援センターと総合相談支援センター（えしこに）の連携に関するガイドライン」（米子市長寿社会課）を参照すること。</u> <u>（イ）イの実施にあたっては、センターの担当圏域をはじめ、日常生活圏域、公民館地区ごと等を実施し、地域に密着したきめ細かなネットワーク構築に努めること。</u> <u>（ウ）ウの実施にあたっては、高齢者実態調査及びフレイル度チェックの積極的な活用を図ること。また、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように努めること。</u> <u>（3）権利擁護業務</u> <u>ア 成年後見制度の活用促進</u> <u>イ 老人福祉施設等への措置の支援</u> <u>ウ 高齢者虐待への対応</u> <u>エ 困難事例への対応</u> <u>オ 消費者被害の防止</u> <u>カ 留意事項</u> <u>高齢者虐待の対応にあたっては、令和6年●月●日付「地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応に関するガイドライン」（米子市長寿社会課）を参照すること。</u> <u>（4）包括的・継続的ケアマネジメント業務</u>	（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
--	-------------------------------

<u>ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築</u> <u>（ア）担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）の把握</u> <u>（イ）介護保険制度の普及啓発</u> <u>イ 介護支援専門員情報交換会の実施</u> <u>ウ 介護支援専門員を対象とした研修会等の実施</u> <u>エ 日常的個別指導・相談</u> <u>オ 支援困難事例等への指導・助言</u> <u>（５）地域ケア会議推進事業</u> <u>ア 地域ケア個別会議の開催</u> <u>（ア）発揮すべき機能</u> <u>個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見</u> <u>（イ）構成員</u> <u>本人や家族、介護支援専門員、専門職、民生委員、自治会役員、ボランティア、NPO 法人、行政職員、地域包括支援センター職員等</u> <u>（ウ）推奨される開催規模</u> <u>公民館地区、自治会等</u> <u>イ 地域ケア推進会議の開催</u> <u>（ア）発揮すべき機能</u> <u>地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発</u> <u>（イ）構成員</u> <u>地域住民、専門職、行政職員、地域包括支援センター職員等</u> <u>（ウ）推奨される開催規模</u> <u>日常生活圏域、公民館地区等</u>	<u>ア 日常的個別指導・相談業務</u> <u>イ 支援困難事例等への指導・助言業務</u> <u>ウ 包括的・継続的なケア体制の構築業務</u> <u>エ 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務</u> <u>（４）地域包括ケアシステムの構築に関する業務</u> <u>ア 地域の社会資源が連携するネットワークの構築に努める。</u> <u>イ 圏域内の医療機関、介護サービス事業者、民生委員、自治会、ボランティア組織、その他各種団体と連携し、地域の課題解決に向けた地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの構築に努める。</u>
---	---

ウ 自立支援型地域ケア会議の開催

(ア) 発揮すべき機能

個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発

(イ) 構成員

a 助言者

医師、歯科医師又は歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は栄養士、社会福祉士等

b 事例提出者

地域包括支援センター職員及び介護支援専門員

c その他

認知症地域支援推進員、社会福祉協議会地域福祉担当職員等

(ウ) 推奨される開催規模

センター担当圏域、日常生活圏域、公民館地区等

(オ) その他

a 個別事例の対象者に関しては、要支援者及び事業対象者のうち、利用開始から概ね3ヶ月程度経過している者とし、利用中のサービスの数及び組合せ等は問わない。

b 1回の開催につき、検討事例は3事例程度とする。

c 自立支援型ケア会議で協議した結果、自立支援につながっていったかをモニタリング等を通して評価する。

エ 米子市地域ケア会議（がいなケア会議）との連携

カ 留意事項

(ア) 地域ケア会議については、円滑に必要な支援につなげていくことを目的として、構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることが制度上可能とされているところであるが、実際の運用に当たっては、個

<u>別ケースの対象者から同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得ておくといった取扱いとすること。</u> <u>(イ) 地域ケア会議に参加する関係者等には、情報共有の仕組みと守秘義務の取扱いについて事前に周知を行うこと。</u> <u>(ウ) 地域ケア会議と他の会議を同時に開催することは状況に応じて可能だが、他の会議を地域ケア会議と置き換えないこと。地域ケア会議は、センター又は保険者が主催し、運営すると定義されていることを踏まえ、その会議体の運営主体がその他の者である場合、地域ケア会議として開催することはできない。</u> <u>(エ) 地域ケア会議については、行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体とされていることを踏まえ、それ以外の参加者で構成される場合は地域ケア会議として開催することはできない。</u> <u>(6) 認知症総合支援事業</u> <u>ア 認知症理解の普及啓発</u> <u>(ア) 地域における認知症サポーター養成講座の実施支援</u> <u>(イ) 小中高等学校におけるキッズサポーターの養成（認知症理解絵本教室及び高齢者擬似体験学習等）</u> <u>(ウ) 認知症の人や家族等の交流支援</u> <u>(エ) 米子市認知症ケアパスの普及</u> <u>イ 認知症の相談支援や支援体制の構築</u> <u>(ア) 地域における地域包括支援センターの認知度の向上</u> <u>(イ) 認知症ケアパス等を活用した認知症の早期発見支援</u> <u>(ウ) 認知症の相談に対する適切な機関、制度、サービスへのつなぎ支</u>	〔新設〕
---	-------------

援 <u>(エ) 認知症地域支援推進員との連携</u> <u>(オ) 「物忘れ相談プログラム」の実施</u> ウ <u>認知症カフェに関する運営支援</u> <u>(ア) 認知症カフェに関する相談及び運営支援</u> <u>(イ) 認知症カフェの実施に関する情報発信</u> <u>(7) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</u> <u>ア 地域の支援者を含む多職種が協働して行う個別のケース会議の実施</u> <u>イ 担当圏域における医療機関の情報の把握及び整理</u> <u>ウ 医療機関とのケースカンファレンスの実施</u> <u>エ 地域住民等に対するアドバンス・ケア・プランニングの啓発等の実施</u> <u>オ 生活支援コーディネーターとの連携</u> <u>カ インフォーマルサービス等の開発</u> [削除] [削除]	[新設] (5) 緊急連絡体制整備業務 緊急時の連絡体制整備が必要な世帯に対し、緊急通報装置の設置及び日常業務において重点的に訪問等により見守りを行う。 (6) その他 包括的支援事業については、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知）」及び「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）」並びに長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニユ
--	---

<u>9 関連する法令、要綱及び手引き等</u> <u>業務の実施に当たって、この仕様書のほか遵守すべき主な法令等の規定は次のとおり。</u> <u>○介護保険法（平成9年法律第123号）</u> <u>○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）</u> <u>○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</u> <u>○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）</u> <u>○介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号）</u> <u>○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）</u> <u>○地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）</u> <u>○地域包括支援センター運営マニュアル（3訂）（一般財団法人長寿社会開発センター）</u> <u>○地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）</u> <u>○地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）</u>	アル」を遵守し、「地域包括支援センター包括支援業務評価表」にある評価指標を満たすよう実施すること。ただし、「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センターの設置運営について」並びに「地域包括支援センター運営マニュアル」が改正された場合は、最新のものを優先すること。 〔新設〕
---	---

○重層的支援体制整備事業の実施について(令和3年6月15日子発0615第10号、社援発0615第2号、障発0615第1号、老発0615第1号)

別表 各業務の実施回数等一覧表

事業内容	実施回数	備考
1 総合相談		
(1) 地域における関係機関・関係者が主催する会議への参加	地区（公民館単位）ごとに6回／年	
(2) 高齢者や家族等からの相談に起因しない高齢者宅の個別訪問（アウトリーチ的訪問）の実施	包括的支援事業従事者配置基準×30件／年	うち10件については、フレイル度チェックを活用
2 包括的・継続的ケアマネジメント業務		
(1) 介護支援専門員情報交換会の実施	2回／年	定期開催
(2) 介護支援専門員を対象とした研修会等の実施	2回／年	
3 地域ケア会議推進事業		
(3) 地域ケア個別会議の開催	地区（公民館単位）ごとに2回／年	随時開催及び定期開催
(4) 地域ケア推進会議の開催	地区（日常生活圏域単位）ごとに2回／年	定期開催
(5) 自立支援型地域ケア会議の開催	2回／年	

〔新設〕